

## 第5章 円滑な介護保険事業の運営「第9期介護保険事業計画」

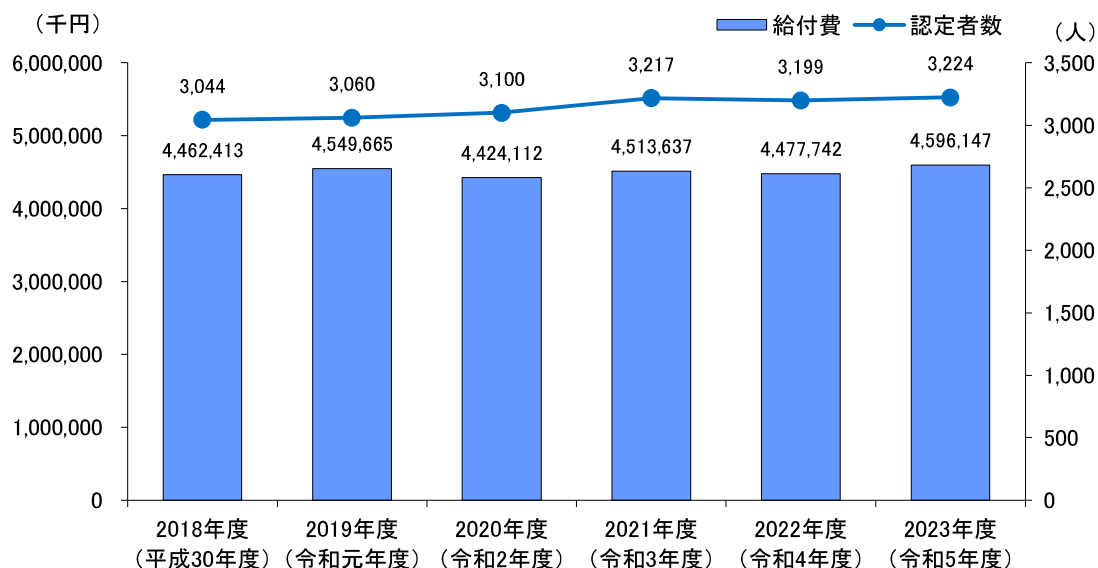
### 1 介護保険サービスの現状と課題

介護サービスの提供については、本市の地理的条件、地域内の人口、交通事情その他の社会的条件及び介護保険施設の整備の状況などを総合的に勘案し「日常生活圏域」を定め計画的に進めています。第8期介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）においては、2021年度（令和3年度）に、ケアハウス1箇所（80床）の整備、グループホーム1箇所（18床）の末武圏域から下松圏域への移転、2022年度（令和4年度）に、特別養護老人ホーム1箇所の増床（10床）を行いました。

一方、2022年度（令和4年度）に地域密着型デイサービスの1事業所、2023年度（令和5年度）に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの1事業所が廃止となりました。特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市内に唯一あった事業所の廃止に伴い、需要ニーズを満たすための介護保険サービスの検討が必要です。

今後も、後期高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は増加することが見込まれ、施設整備を進める一方で、地域の支え合いによる生活支援や高齢者自らが積極的に介護予防に取り組むことが必要です。地域包括ケアシステムの基本理念のもと、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

【図表28 介護給付費及び認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（2023年度（令和5年度）は見込み）

## 2 「第8期介護保険事業計画」計画期間の介護サービス利用状況

### (1)居宅サービス

#### ① 介護サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	408,389	410,713	420,717	397,909	360,508	371,316	91.1%
	回数(回)	14,310.4	14,378.6	14,720.3	13,764.3	11,962.5	12,446.3	-
	人数(人)	462	466	479	479	475	486	102.4%
訪問入浴介護	給付費(千円)	13,051	13,059	13,718	12,600	12,510	9,861	87.8%
	回数(回)	89.5	89.5	94.0	87	86	67	-
	人数(人)	14	14	15	17	17	12	105.6%
訪問看護	給付費(千円)	38,254	41,032	42,515	39,090	37,165	42,021	97.1%
	回数(回)	604.2	648.2	671.5	587.9	595.6	741.3	-
	人数(人)	81	86	89	88	93	97	108.3%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	23,446	24,843	25,304	24,139	21,848	22,233	92.7%
	回数(回)	691.5	732.0	745.5	707.7	632.7	640.6	-
	人数(人)	56	59	60	58	55	54	95.7%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	36,354	37,957	39,392	41,549	45,220	51,494	121.6%
	人数(人)	255	266	276	290	312	343	118.6%
通所介護	給付費(千円)	911,579	934,816	962,037	873,691	834,264	835,929	90.6%
	回数(回)	10,540.5	10,818.0	11,148.4	10,231	9,566	9,447	-
	人数(人)	860	883	911	832	819	816	92.9%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	88,420	91,297	95,440	72,135	53,412	49,323	63.6%
	回数(回)	935.5	968.5	1,011.5	755.4	569.5	529.2	-
	人数(人)	107	111	116	96	81	78	76.4%
短期入所生活介護	給付費(千円)	166,120	171,208	175,435	115,745	106,380	129,176	68.5%
	日数(日)	1,658.8	1,708.9	1,750.3	1,170.7	1,045.9	1,272.8	-
	人数(人)	139	143	146	102	89	119	72.5%
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	20,229	20,240	22,544	16,215	21,721	23,091	96.8%
	日数(日)	146.5	146.5	161.5	119.3	159.5	162.4	-
	人数(人)	19	19	21	13	17	18	80.9%
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	211	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
福祉用具貸与	給付費(千円)	121,020	124,697	129,180	125,414	126,572	131,791	102.4%
	人数(人)	832	856	887	835	824	853	97.5%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,527	4,527	4,527	4,480	4,121	3,498	89.1%
	人数(人)	13	13	13	13	11	10	87.8%
住宅改修費	給付費(千円)	9,511	9,511	9,511	9,142	8,032	10,005	95.3%
	人数(人)	11	11	11	9	9	11	87.1%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	231,155	309,665	309,665	187,764	288,171	306,587	92.0%
	人数(人)	102	138	138	81	121	130	87.8%
合計	給付費(千円)	2,072.0	2,193.5	2,249.9	1,919.87	1,920.13	1,986.3	89.4%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

## ② 介護予防サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,584	1,585	1,585	3,137	3,144	3,618	208.2%
	回数(回)	33.4	33.4	33.4	74.3	62.3	68.4	-
	人数(人)	7	7	7	13	10	12	163.5%
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,382	4,385	5,133	2,250	1,911	2,213	45.9%
	回数(回)	128.1	128.1	150.1	67.3	56.6	66.6	-
	人数(人)	12	12	14	6	6	7	51.3%
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	790	791	870	987	892	684	104.5%
	人数(人)	8	8	9	8	8	9	99.7%
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	13,539	14,273	14,999	16,969	15,908	14,548	110.8%
	人数(人)	37	39	41	51	45	41	116.8%
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	3,087	3,089	3,089	3,496	2,235	1,768	80.9%
	日数(日)	38.1	38.1	38.1	46.6	27.4	20.1	82.3%
	人数(人)	7	7	7	7	5	6	84.1%
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	244	244	244	147	0	0	20.1%
	日数(日)	2.0	2.0	2.0	2.4	0.0	0.0	40.3%
	人数(人)	1	1	1	0	0	0	8.3%
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	18,849	19,872	20,808	21,639	22,306	22,558	111.7%
	人数(人)	272	287	301	301	302	300	105.0%
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	2,014	2,014	2,014	1,399	1,474	947	63.2%
	人数(人)	7	7	7	5	5	3	63.5%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	5,496	5,496	5,496	5,236	4,622	3,557	81.4%
	人数(人)	6	6	6	6	6	3	79.2%
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	3,963	6,960	6,960	2,606	3,121	1,572	40.8%
	人数(人)	5	9	9	3	3	2	36.6%
合計	給付費(千円)	53,948	58,709	61,198	57,865	55,614	51,465	94.9%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

### ③ 地域密着型サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	28,842	35,315	39,692	31,948	35,457	4,373	69.1%
	人数(人)	22	27	30	23	20	2	56.3%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	1,830	1,831	1,831	0	0	0	-
	人数(人)	1	1	1	0	0	0	-
地域密着型通所介護	給付費(千円)	90,399	90,449	91,343	62,442	59,653	52,709	64.2%
	回数(回)	900.2	900.2	911.5	612.8	560.4	483.7	-
	人数(人)	68	68	69	42	37	34	54.9%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	62,726	65,739	68,044	58,910	59,488	80,235	101.1%
	回数(回)	496.0	520.5	540.5	496.1	515.3	698.0	-
	人数(人)	44	46	48	43	49	66	114.2%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	173,227	178,847	182,987	169,521	180,138	206,426	103.9%
	人数(人)	79	82	84	75	78	86	97.3%
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	299,524	299,690	299,690	297,756	292,961	309,049	100.1%
	人数(人)	108	108	108	102	101	104	94.6%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	275,412	275,565	275,565	272,404	277,992	282,874	100.8%
	人数(人)	78	78	78	77	78	79	99.8%
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	3,603	3,605	3,605	3,592	1,504	0	47.1%
	人数(人)	1	1	1	1	0	0	47.2%
合計	給付費(千円)	935,563	951,041	962,757	896,575	907,195	935,666	96.3%
○地域密着型介護予防サービス								
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	379	380	380	224	115	0	29.8%
	回数(回)	4.0	4.0	4.0	2.5	1.1	0.0	-
	人数(人)	2	2	2	1	0	0	16.7%
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	9,628	9,633	9,633	3,704	2,664	6,651	45.1%
	人数(人)	11	11	11	4	3	8	45.2%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
合計	給付費(千円)	10,007	10,013	10,013	3,928	2,779	6,651	44.5%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

#### ④ 施設サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	761,749	798,629	824,766	687,310	691,378	725,918	88.2%
	人数(人)	232	243	251	209	207	217	87.2%
介護老人保健施設	給付費(千円)	662,915	676,673	710,018	599,378	564,586	574,670	84.8%
	人数(人)	198	202	212	179	168	168	84.2%
介護医療院	給付費(千円)	103,564	103,622	103,622	108,583	93,831	77,534	90.1%
	人数(人)	22	22	22	25	21	17	96.0%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	49,221	49,248	49,248	11,710	11,959	6,403	20.4%
	人数(人)	12	12	12	3	4	2	24.3%
合計	給付費(千円)	1,577,449	1,628,172	1,687,654	1,406,980	1,361,755	1,384,526	84.9%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

#### (2)居宅介護支援、介護予防支援

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○居宅介護支援	給付費(千円)	208,659	211,292	218,259	209,451	211,559	212,801	99.3%
	人数(人)	1,286	1,303	1,346	1,264	1,250	1,258	95.9%
合計	給付費(千円)	208,659	211,292	218,259	209,451	211,559	212,801	99.3%
○介護予防支援	給付費(千円)	16,637	17,445	17,979	18,964	18,705	18,712	108.3%
	人数(人)	311	326	336	351	345	345	107.0%
合計	給付費(千円)	16,637	17,445	17,979	18,964	18,705	18,712	108.3%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

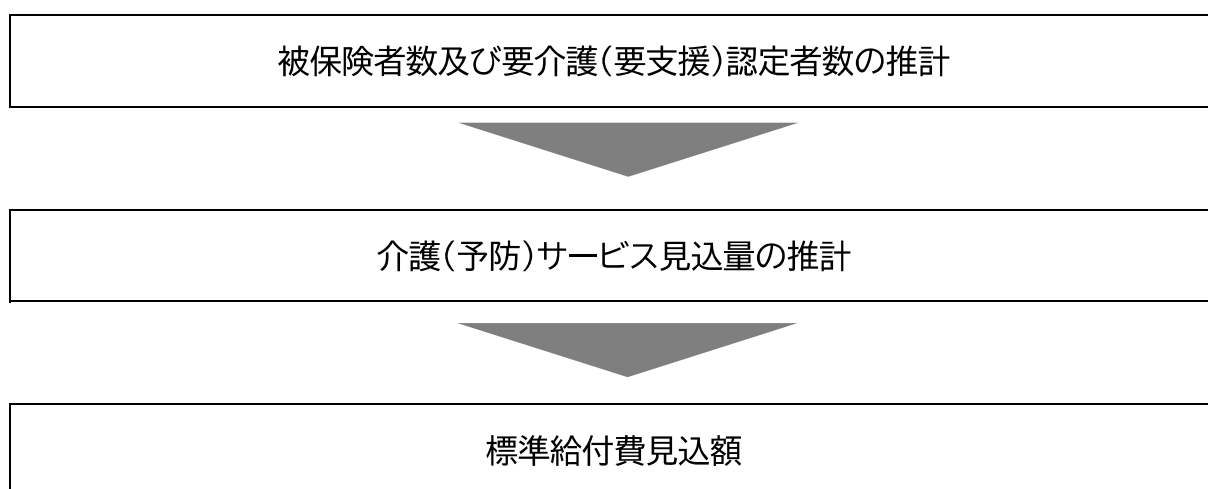
※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

### 3 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み

第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）では、高齢化が一段と進む2040年度（令和22年度）に向けた地域包括ケアシステムを見据え、要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第9期計画期間（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））に加え、2040年度（令和22年度）までの推計を行います。

推計の流れは以下のとおりです。

《推計の流れ》



## 4 被保険者数の推計

住民基本台帳人口を基にしたコーホート要因法による65歳以上の人口の推計を踏まえ、第1号被保険者数を考慮した結果、第9期計画における被保険者数を推計しました。

(単位:人)

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
第1号被保険者数	16,901	16,797	16,600	16,526	16,444	16,274	15,794	15,374	15,899
第2号被保険者数	17,915	18,036	18,030	18,122	18,218	18,379	18,481	18,148	16,728

※2023年度(令和5年度)の被保険者数は見込値

## 5 要介護(要支援)認定者数の推計

第8期計画における認定者数の実績などを参考に第9期計画期間並びに2040年度(令和22年度)までの要介護(要支援)認定者数を推計しました。

後期高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援の認定者数が増えることが予想されます。

(単位:人)

区分	第8期計画期間(実績・推計)			第9期計画期間			2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)			
要支援1	418	430	450	458	468	474	512	511	463
要支援2	482	438	412	414	420	427	459	466	441
要介護1	802	801	799	813	825	841	903	927	879
要介護2	471	494	488	502	511	523	565	594	572
要介護3	371	386	381	386	391	401	428	454	447
要介護4	387	366	399	412	421	429	461	483	478
要介護5	286	284	295	304	309	317	336	353	341
要支援	900	868	862	872	888	901	971	977	904
要介護	2,317	2,331	2,362	2,417	2,457	2,511	2,693	2,811	2,717
計	3,217	3,199	3,224	3,289	3,345	3,412	3,664	3,788	3,621

## 6 介護保険サービスの見込量

第9期計画期間中のサービス見込量は、要介護（要支援）認定者数の推計や、第8期計画期間の実績、在宅介護実態調査などを参考に算出しました。

### (1)居宅サービス

---

要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、利用者数も全般的に増加するものと見込まれます。

#### ① 介護サービス

2025年度（令和7年度）に有料老人ホーム型の特定施設40床の整備が予定されることから、2026年度（令和8年度）から「特定施設入居者生活介護」利用者数が1年を通じて増加することを見込んでいます。



		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	446,380	452,331	459,114	525,677
	回数(回)	14,770.5	14,946.7	15,166.9	17,381.3
	人数(人)	519	525	531	591
訪問入浴介護	給付費(千円)	12,786	15,259	15,259	18,419
	回数(回)	85.5	101.9	101.9	123.0
	人数(人)	16	19	19	23
訪問看護	給付費(千円)	44,634	45,029	45,975	51,985
	回数(回)	780.2	786.2	801.0	904.0
	人数(人)	110	111	113	127
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	24,216	25,543	26,028	27,984
	回数(回)	685.6	722.6	736.2	791.8
	人数(人)	59	62	63	68
居宅療養管理指導	給付費(千円)	53,563	54,398	55,181	62,588
	人数(人)	354	359	364	412
通所介護	給付費(千円)	911,500	926,209	936,387	1,042,259
	回数(回)	10,195.6	10,334.8	10,445.7	11,550.6
	人数(人)	841	852	861	947
通所リハビリテーション	給付費(千円)	67,076	70,151	71,849	80,502
	回数(回)	702.1	726.8	742.9	823.3
	人数(人)	88	91	93	103
短期入所生活介護	給付費(千円)	136,894	153,771	155,101	177,286
	日数(日)	1,359.4	1,503.8	1,514.1	1,724.7
	人数(人)	118	129	130	147
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	23,420	25,838	25,838	31,199
	日数(日)	160.1	174.7	174.7	209.7
	人数(人)	21	22	22	26
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	133,027	140,862	142,886	162,025
	人数(人)	869	904	916	1,023
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	5,063	5,063	5,063	5,429
	人数(人)	14	14	14	15
住宅改修費	給付費(千円)	13,145	13,145	13,145	13,145
	人数(人)	12	12	12	12
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	317,370	360,942	404,188	404,188
	人数(人)	131	149	167	167
合計	給付費(千円)	2,189,074	2,288,541	2,356,014	2,602,686

## ② 介護予防サービス

予防サービスにおいても、2026年度（令和8年度）から「介護予防特定施設入居者生活介護」の増加を見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,178	4,183	4,532	4,532
	回数(回)	78.8	78.8	85.2	85.2
	人数(人)	14	14	15	15
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,933	1,936	1,936	1,936
	回数(回)	57.4	57.4	57.4	57.4
	人数(人)	6	6	6	6
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,000	1,002	1,002	1,002
	人数(人)	12	12	12	12
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	16,505	16,525	16,525	17,019
	人数(人)	45	45	45	46
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	2,980	2,983	2,983	2,983
	日数(日)	33.8	33.8	33.8	33.8
	人数(人)	7	7	7	7
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	23,470	23,851	24,149	24,457
	人数(人)	309	314	318	321
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	2,057	2,057	2,057	2,057
	人数(人)	6	6	6	6
介護予防住宅改修	給付費(千円)	4,826	4,826	4,826	6,055
	人数(人)	4	4	4	5
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,590	3,603	5,613	5,613
	人数(人)	2	4	6	6
合計	給付費(千円)	58,539	60,966	63,623	65,654

### ③ 地域密着型サービス

2026年度（令和8年度）中にグループホーム9床の整備が予定されることから、「認知症対応型共同生活介護」サービスの増加を見込んでいます。

また、廃止となった定期巡回サービスの提供事業者を公募することを計画していることから、2026年度（令和8年度）からのサービス開始を見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	6,616	6,624	20,055	20,055
	人数(人)	3	3	11	11
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	56,880	58,987	61,692	67,678
	回数(回)	536.3	553.5	573.0	630.0
	人数(人)	38	39	40	44
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	88,807	91,432	91,432	101,985
	回数(回)	730.6	750.0	750.0	830.9
	人数(人)	68	70	70	77
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	215,590	225,746	227,280	261,047
	人数(人)	90	93	94	106
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	303,211	303,595	330,755	330,755
	人数(人)	99	99	108	108
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	284,345	284,705	284,705	284,705
	人数(人)	78	78	78	78
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
合計	給付費(千円)	955,449	971,089	1,015,919	1,066,225
○地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	313	313	313	313
	回数(回)	2.8	2.8	2.8	2.8
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	6,185	6,192	6,192	6,192
	人数(人)	7	7	7	7
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
合計	給付費(千円)	6,498	6,505	6,505	6,505

#### ④ 施設サービス

施設サービスについては、特別養護老人ホームの10床増床（ショートステイからの転換）が予定されていることから、2024年度（令和6年度）から増加を見込んでいます。

また、山口県地域医療構想の進捗に伴う療養病床の転換分の受皿として、介護老人保健施設サービスの利用者数が増加すると見込んでいます。

なお、介護療養型医療施設については、2024年度（令和6年度）までに介護医療院へ転換されることから、介護医療院の利用者数として見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	783,552	784,544	784,544	865,976
	人数(人)	230	230	230	254
介護老人保健施設	給付費(千円)	618,948	640,765	665,318	679,748
	人数(人)	178	184	191	195
介護医療院	給付費(千円)	105,520	105,653	105,653	100,641
	人数(人)	22	22	22	21
介護療養型医療施設	給付費(千円)				
	人数(人)				
合計	給付費(千円)	1,508,020	1,530,962	1,555,515	1,646,365

## (2) 居宅介護支援、介護予防支援

要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、居宅サービス利用者数も増加すると考えられることから、居宅介護支援、介護予防支援いずれも一定の伸びを見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○居宅介護支援	給付費(千円)	220,481	233,669	236,663	262,162
	人数(人)	1,290	1,355	1,372	1,513
合計	給付費(千円)	220,481	233,669	236,663	262,162
○介護予防支援	給付費(千円)	19,579	19,879	20,154	20,319
	人数(人)	356	361	366	369
合計	給付費(千円)	19,579	19,879	20,154	20,319

## 7 標準給付費の見込み

介護保険料算定の基となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費の合計により算定します。

第9期計画期間、2040年度（令和22年度）における標準給付費と地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

### ① 標準給付費

総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせたものを標準給付費といいます。

#### ■標準給付費

(単位:千円)

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
総給付費	4,957,640	5,111,611	5,254,393	5,669,916
特定入所者介護サービス費等給付額	108,284	110,265	112,471	117,542
高額介護サービス費等給付額	117,605	119,776	122,172	127,426
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,277	15,537	15,848	16,818
審査支払手数料	5,767	5,865	5,982	6,349
標準給付費	5,204,574	5,363,055	5,510,867	5,938,050

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

### ② 地域支援事業費

後期高齢者人口の増加に伴い、要支援認定者数、事業対象者数の増加が予想され、総合事業費等について一定の増加傾向が続きます。

#### ■地域支援事業費

(単位:千円)

区分	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	183,952	189,375	192,400	165,025
包括的支援事業・任意事業費	66,721	68,780	69,837	61,297
地域支援事業費 計	250,673	258,155	262,238	226,322

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

## 8 介護保険料について

### (1)介護保険に係る事業費の負担割合

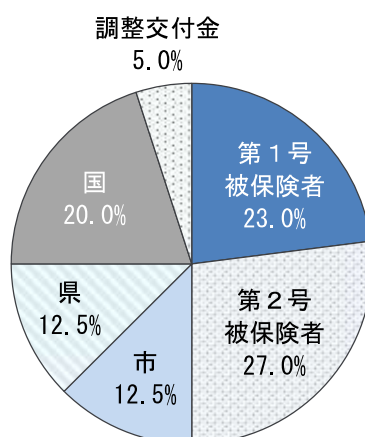
介護保険制度では、3年に1度、介護保険事業計画を策定し、向こう3年間の介護保険に係る事業費を見込み、それを根拠に介護保険料を算定しています。

介護保険に係る事業費は、国、県及び市がそれぞれ負担する公費と第1号、第2号被保険者の介護保険料で賄われています。

#### ① 保険給付費の負担割合

保険給付費の負担割合については、第1号被保険者と第2号被保険者が公平に負担するという観点から、第9期計画期間では政令でそれぞれ23%、27%と定められており、65歳以上の第1号被保険者の保険料は、介護給付費の見込みに応じて市が決定することになります。

【図表29 保険給付費の負担割合】



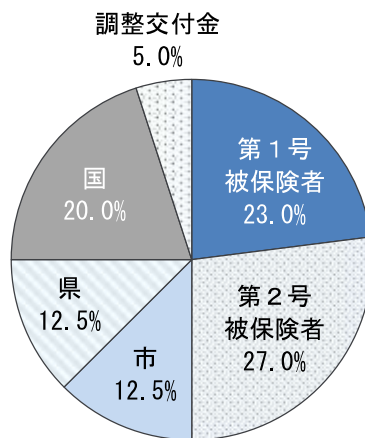
## ② 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業費・任意事業費の負担割合は次の通りです。

### ア 介護予防・日常生活支援総合事業費

従来の介護予防事業費と同様に、50%を公費、50%を保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%と、介護保険給付費と同様です。

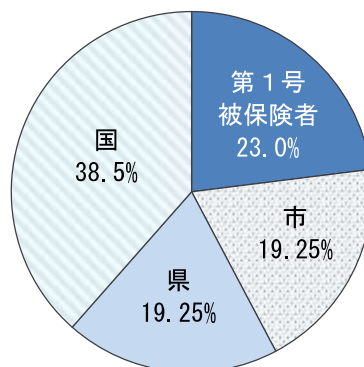
【図表30 介護予防・日常生活支援総合事業費の負担割合】



### イ 包括的支援事業費・任意事業費

包括的支援事業・任意事業に要する費用は、77%を公費、23%を第1号被保険者が負担します。公費の負担割合は、国38.5%、県19.25%、市19.25%となっています。

【図表31 包括的支援事業・任意事業費の負担割合】



## (2)第1号被保険者の介護保険料

今後の介護保険サービスの利用量の推計に基づき算定した標準給付費から、第1号被保険者の介護保険料を算定しています。

(単位:円)

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	合計
標準給付費見込額 ①	5,204,574,077	5,363,054,792	5,510,867,110	16,078,495,979
地域支援事業必要額 ②	258,781,701	266,514,460	270,724,944	796,021,105
第1号被保険者負担分相当額 【(①+②)×23%】 ③	1,256,571,829	1,294,800,928	1,329,766,172	3,881,138,929
調整交付金相当額 ④	269,426,308	277,621,495	285,163,361	832,211,164
調整交付金見込額 ⑤	206,381,000	224,318,000	258,928,000	689,627,000
調整交付金見込交付割合	3.83%	4.04%	4.54%	
後期高齢者補正係数	1.0139	1.0053	0.9840	
所得段階別補正係数	1.0364	1.0364	1.0364	
財政安定化基金拠出金 ⑥	標準給付費の0%			0
財政安定化基金償還金 ⑦	0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額 ⑧	15,000,000	15,000,000	15,000,000	45,000,000
準備基金取崩額 ⑨	56,000,000	148,000,000	154,000,000	358,000,000
保険料収納必要額 ⑩	③+④-⑤+⑥+⑦-⑧-⑨			3,620,723,093
予定保険料収納率	98.90%			
月額保険料(基準額)				6,100
年間保険料(基準額)				73,200

※年間保険料(基準額) = ⑩ ÷ 98.90% ÷ (0.455 × 第1段階人数 + 0.685 × 第2段階人数 + 0.69 × 第3段階人数 + 0.88 × 第4段階人数 + 1.00 × 第5段階人数 + 1.13 × 第6段階人数 + 1.25 × 第7段階人数 + 1.5 × 第8段階人数 + 1.75 × 第9段階人数 + 1.77 × 第10段階人数 + 2.04 × 第11段階人数 + 2.06 × 第12段階人数 + 2.40 × 第13段階人数 + 2.70 × 第14段階人数)

【保険料基準額(第5段階)】 保 険 料 額			
月 額	6,100 円	年 額	73,200 円

本市における第9期計画期間中の第1号被保険者の保険料基準額は、月額6,100円(年間73,200円)となります。



### (3)所得に応じた保険料の設定と負担軽減策について

介護保険料の設定にあたっては、低所得者への保険料軽減や所得水準に応じたきめ細かな保険料設定をしています。

このため、第6期介護保険事業計画期間以降の介護保険料については、12段階に設定しています。

第9期計画期間中の介護保険料についても多段階設定を行うこととし、低所得者層に配慮し、市民税世帯非課税者の保険料の軽減割合を拡大します。

#### ①多段階化区分の変更

第9期計画期間では、国が示した標準13段階を踏まえ、9段階以上を6つに区分し全部で14段階に設定し、所得に応じた負担とします。

#### ② 市民税世帯非課税者の保険料軽減の継続

第1号被保険者のうち、市民税世帯非課税者に対して給付費の5割の公費とは別に公費を投入し、保険料の軽減を継続します。第1～3段階の方を対象に軽減措置を実施する予定です。

- ・ 第1段階は基準額割合0.455 →0.285
- ・ 第2段階は基準額割合0.685 →0.485
- ・ 第3段階は基準額割合0.69 →0.685

保険料軽減分は、公費で負担します（負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4）。

■第8期計画・第9期計画の介護保険料基準額に対する割合の比較

第8期(令和3年度～令和5年度)			第9期(令和6年度～令和8年度)		
所得段階	対象者	調整率 (軽減後)	所得段階	対象者	調整率 (軽減後)
第1	市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	0.50 (0.30)	第1	市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	0.455 (0.285)
第2	市民税世帯非課税で第1段階に該当しない方のうち、前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円以下の方	0.70 (0.50)	第2	市民税世帯非課税で第1段階に該当しない方のうち、前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円以下の方	0.685 (0.485)
第3	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	0.75 (0.70)	第3	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	0.69 (0.685)
第4	市民税世帯課税、本人非課税で前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	0.88	第4	市民税世帯課税、本人非課税で前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	0.88
第5	市民税世帯課税、本人非課税で第4段階に該当しない方	1.00	第5	市民税世帯課税、本人非課税で第4段階に該当しない方	1.00
第6	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.13	第6	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.13
第7	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	第7	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25
第8	市民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	第8	市民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50
第9	市民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.75	第9	市民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.75
第10	市民税本人課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	2.00	第10	市民税本人課税で前年の合計所得金額が420万円以上500万円未満の方	1.77
第11	市民税本人課税で前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	2.25	第11	市民税本人課税で前年の合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	2.04
第12	市民税本人課税で前年の合計所得金額が1000万円以上の方	2.50	第12	市民税本人課税で前年の合計所得金額が620万円以上750万円未満の方	2.06
			第13	市民税本人課税で前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.40
			第14	市民税本人課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.70

※第9期計画期間の網かけ部分が第8期計画期間からの変更箇所です。

■第9期計画期間中の介護保険料

【所得段階別保険料額】

区 分	月額保険料	年間保険料
第1段階 (基準額×0.285)	1,730円	20,760円
第2段階 (基準額×0.485)	2,950円	35,400円
第3段階 (基準額×0.685)	4,170円	50,040円
第4段階 (基準額×0.88)	5,360円	64,320円
第5段階 (基準額×1.00)	6,100円	73,200円
第6段階 (基準額×1.13)	6,890円	82,680円
第7段階 (基準額×1.25)	7,620円	91,440円
第8段階 (基準額×1.50)	9,150円	109,800円
第9段階 (基準額×1.75)	10,670円	128,040円
第10段階 (基準額×1.77)	10,790円	129,480円
第11段階 (基準額×2.04)	12,440円	149,280円
第12段階 (基準額×2.06)	12,560円	150,720円
第13段階 (基準額×2.40)	14,640円	175,680円
第14段階 (基準額×2.70)	16,470円	197,640円

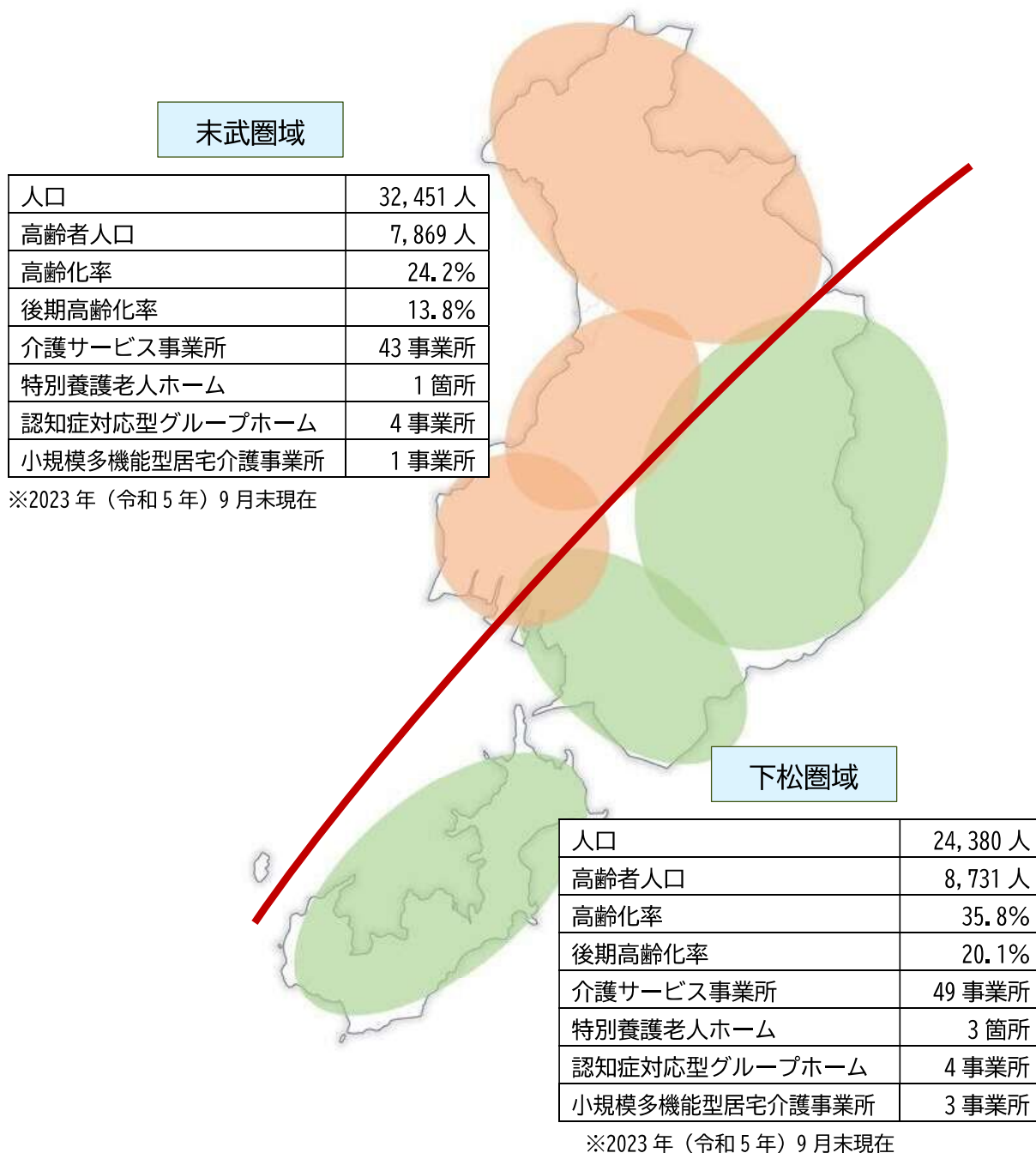
区 分	要 件
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の方
第2段階	市民税世帯非課税で第1段階に該当しない方のうち、前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円以下の方
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方
第4段階	市民税世帯課税、本人非課税で前年の課税年金収入額と、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の方
第5段階	市民税世帯課税、本人非課税で第4段階に該当しない方
第6段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が420万円以上500万円未満の方
第11段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が500万円以上620万円未満の方
第12段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が620万円以上750万円未満の方
第13段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方
第14段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方

## 9 日常生活圏域の設定について

介護保険事業計画では、主に中学校区を基本とした日常生活の範囲により日常生活圏域を設定し、圏域ごとに介護のサービス量を見込みます。

これまで地域の特色や介護サービスの面的整備状況などを考慮して、下松中学校区と久保中学校区をあわせた下松圏域と、末武中学校区を末武圏域とする2圏域を設定しています。

今後も、市内全体の均衡を維持し、介護基盤の面的整備を進めながら介護保険事業の円滑な運営を維持していくため、引き続き、下松圏域と末武圏域の2つの圏域を日常生活圏域に設定します。



## 10 介護保険施設などの整備計画

第9期計画においては、介護老人福祉施設10床の増床、特定施設入居者生活介護40床及び認知症対応型共同生活介護9床の新設を計画しています。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募を計画しています。

なお、介護療養型医療施設については、医療療養病床へ転換予定となっています。

### ■介護保険施設及び居住系サービス

(単位:箇所、人)

区分	第8期末時点		整備予定施設・定員数						第9期末時点			
			2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)					
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員		
介護保険施設等	介護老人福祉施設 ※1		2	133	増床	10	0	0	0	0	2	143
	地域密着型介護老人福祉施設 ※2		3	78	0	0	0	0	0	0	3	78
	介護老人保健施設		2	150	0	0	0	0	0	0	2	150
	介護療養型医療施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院 ※3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		7	361	0	0	0	0	0	0	7	371
居住系サービス	認知症対応型 共同生活介護	下松圏域	4	45	0	0	0	0	0	0	4	45
		未武圏域	4	54	0	0	0	0	1	9	5	63
	小計		8	99	0	0	0	0	1	9	9	108
	特定施設入居者生活介護 (定員30人以上の有料老人ホーム等)		2	130	0	0	1	40	0	0	3	170
合計		17	590	0	10	1	40	1	9	19	649	

※1 定員30人以上の特別養護老人ホーム

※2 定員29人以下の特別養護老人ホーム

※3 介護医療院は介護療養型医療施設からの転換

### ■地域密着型サービス事業所(圏域別)

(単位:事業所数)

区分	下松圏域					未武圏域				
	第8期末	整備予定施設数			第9期末	第8期末	整備予定施設数			第9期末
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)			2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	
小規模多機能型 居宅介護	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

(単位:箇所、人)

区 分	第8期末時点		整備予定施設・定員数						第9期末時点	
			2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)			
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
有料老人ホーム	8	270	0	0	1	40	0	0	9	310
サービス付き高齢者向け住宅	4	105	0	0	0	0	0	0	4	105
合 計	12	375	0	0	1	40	0	0	13	415

## 11 基本方針4 介護保険サービスの充実

### (1)介護保険制度の基盤強化の推進

今後、総人口及び現役世代人口が減少する中で、介護ニーズの高い85歳以上の人口割合が上昇することが見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の推移、在宅介護実態調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査などの結果から、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえ、介護サービスの充実を図ります。

認知症高齢者等が安心して日常生活を送るための施設整備の推進	担当課	高齢福祉課
中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえ、有料老人ホームやグループホームの新設や特別養護老人ホームの増床などの状況を把握し、計画に反映し、サービス提供体制の充実を図ります。		
地域密着型サービスの提供体制の充実	担当課	高齢福祉課
介護を必要とする人が、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域の特性・実情に対応したサービスとして、地域密着型サービス提供体制の充実を図ります。 定期巡回サービスの提供事業者を公募し、2026年度（令和8年度）からのサービス提供を目指します。		
リハビリテーションに係るサービスの計画的な提供	担当課	高齢福祉課
重度化を防止するためのリハビリテーションに係るサービスを計画的に提供できるよう、提供体制の充実を図ります。		

## (2)介護サービスの質の向上

利用者への制度の周知や情報提供により介護サービスの適切な利用を支援するとともに、介護サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、適正な指定、事業所への指導・監査の強化を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、介護保険サービスの相談・苦情などに対応する相談体制の強化を図ります。

	普及啓発用パンフレット、介護サービスガイドブックなどの作成・配布	担当課	高齢福祉課
ホームページへの掲載、普及啓発用のパンフレットの作成、介護サービスガイドブックなどの配布により、介護保険制度の説明や市内の介護サービス事業所の情報を提供します。			
	介護サービス相談員派遣事業の実施	担当課	高齢福祉課
介護施設の利用者や利用者家族から相談を聞き、施設との橋渡しを行う介護サービス相談員を派遣することにより、介護サービスの質の向上を図ります。			
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の強化	担当課	高齢福祉課
市直営の地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員の相談・支援の充実を図るとともに、各種研修への積極的な参加を支援します。			
	介護支援専門員連絡会議・介護支援専門員研修などの実施	担当課	高齢福祉課
対象者自身の意欲を引き出し、自主的な取組につながる自立支援型ケアマネジメントを実施するため、介護支援専門員協会事務局と連携を図り、介護支援専門員連絡会議や介護支援専門員研修などを実施します。			
	指導監督の実施	担当課	高齢福祉課
不正事案を防止し、介護保険事業の適切な運営を確保する観点から、介護サービス事業所などを対象に、定期的に運営指導を実施し、利用者本位のサービスが提供されるように指導及び助言を行います。 また、市指定のサービス事業者との連絡協議会（集団指導）を開催し、指摘事項の周知や制度改正などの情報提供を行います。			
	苦情対応体制の充実	担当課	高齢福祉課
苦情がある際には、関係機関と連携し、サービスの質のチェック、利用者本位のサービス提供がなされたかの事実確認を行い、適切なサービスの提供を指導するなど、苦情内容への迅速かつ的確な対応を行います。			



### (3)介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度を持続可能なものにしていくため、介護給付の適正化を図り、介護保険事業を適切に運営することが必要です。

国が示す「介護給付適正化計画に関する指針」及び山口県の「山口県介護給付適正化計画」に基づき、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者の自立を妨げる不適切なサービスを見直し、利用者が真に必要とするサービスが提供されるよう介護給付の適正化を図り、介護保険制度に対する信頼を高めます。

認定調査員の研修などによる調査精度の向上	担当課	高齢福祉課
<p>要介護認定の平準化・適正化を図るために、調査票の内容の点検・確認を行うとともに、認定調査員・審査会委員を対象とした研修を実施します。</p> <p>また、調査精度の更なる向上を図るため、研修などの受講を支援するほか、山口県主催の要介護認定適正化会議などの情報提供を行います。</p>		
認定審査会委員への研修及び適切な情報提供	担当課	高齢福祉課
<p>研修などの受講を通じて、審査判定に係る知識の習得を支援します。</p> <p>また、介護認定審査会運営会議を通じて、審査会委員に対して判定結果の報告と介護認定に係る制度変更などについて周知します。</p>		
国や県の指針を踏まえた介護給付の適正化に関する取組の推進	担当課	高齢福祉課
<p>国や山口県の指針を踏まえるとともに、「第6期下松市介護給付適正化計画」に基づき、介護給付の適正化に関する取組を推進します。</p>		

### (4)介護人材の確保及び業務の効率化

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護サービス、地域支援事業を提供する人材を、安定的に確保する必要がありますが、全国的に介護を担う人材が不足しており、本市においても介護保険サービスを安定的に提供する上で重要な課題となっています。

地域、関係機関・団体、サービス提供事業者などと連携を図り、介護人材の確保・定着・育成に一体的に取り組めます。

また、人口減少社会において、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材がやりがいを持って働き続けることができる環境づくりを進めるため、業務の効率化など働きやすい職場づくりを促進します。

介護人材確保事業の実施	担当課	高齢福祉課
<p>事業所の経営者及び管理者向けのセミナーを開催し、職員の処遇や環境改善を促すことで定着支援を行います。</p> <p>また、求職者と事業所のマッチング機会を増やすため、山口県福祉人材センターやハローワークと連携し、各種情報の広報や求職者向けの相談会を実施します。</p> <p>庁内関係課や市内の介護保険サービス事業所・施設を運営する法人や団体などと連携し、介護、福祉の仕事について知り、イメージアップを図るための啓発を検討します。</p>		
介護支援ボランティアポイント制度	担当課	高齢福祉課
<p>市が指定した施設が実施するレクリエーションや教室の補助、散歩や配膳の補助、会場設営や芸能披露などの催事に関する補助、話し相手などのボランティア活動に取り組んだ際にスタンプを手帳に押印し、集めたスタンプ数に応じて交付金が支給される介護支援ボランティアポイント制度を継続するとともに、制度の周知を図り、ボランティアによる活動の活性化を図ります。</p>		
国・県が実施する人材確保・定着のための事業の情報提供	担当課	高齢福祉課
<p>国や山口県が実施する人材確保・定着事業の活用を促進するため、介護サービス事業者などに積極的な情報提供を行い、離職防止に向けた取組を支援します。</p>		
業務効率化に向けた取組の推進	担当課	高齢福祉課
<p>介護職員の離職を防ぎ、定着を図る方策として、報告、記録に係る負担軽減のためのIT導入支援事業などの活用に向けた情報収集・提供を行うとともに、書類等の改善、事務量の軽減を図ります。</p> <p>また、電子申請・届出システムの導入により、介護保険サービス事業者の事務量の軽減を図ります。</p>		
ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進	担当課	高齢福祉課
<p>ハラスメント対策について周知啓発を図るなど、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりを促進します。</p>		
介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	担当課	高齢福祉課
<p>介護サービス事業所から報告された事故報告を、国から示された事故報告様式を活用して分析し、事故発生防止と発生時の適切な対応のための取組について指導を行います。</p>		

## 12 第6期下松市介護給付適正化計画

### (1)計画策定について

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとするサービスを事業者が適切に供給し、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

2017年度（平成29年度）には介護保険法の一部が改正され、市町村介護保険事業計画に、介護給付の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項や目標を定めるものとされました。

本市では国が示した指針や山口県が策定した計画に基づき、「第6期下松市介護給付適正化計画」（計画期間：2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））を策定し、適正化事業に取り組んでいきます。

### (2)下松市介護給付適正化の実施状況と今後の実施目標

介護給付費適正化は、主要3事業を柱として取り組んでいくほか、給付実績の活用、指導監督への取組、制度の周知活動を実施します。

#### ① 主要3事業の取組

##### ア 要介護認定の適正化

##### ■認定調査票の点検

	新規申請	更新申請	区分変更申請	調査票の点検率
2022年度（令和4年度） （実績）	629件	1,558件	436件	100%
【今後の目標】 全ての認定調査票を点検し、正確な資料を認定審査会に提出するよう努めます。点検者は、山口県主催の認定調査員研修等を受講し、判断基準など正しい知識の習得に努めます。				

## ■認定調査員・介護認定審査会委員研修の実施

	調査員研修	審査会委員研修
2022年度（令和4年度） （実績）	市主催 1回 県主催 現任・新任 各1回	市主催 運営会議 1回 新任委員研修 1回 県主催 審査会委員研修 1回
<p><b>【今後の目標】</b></p> <p>調査員については、近年調査の委託件数が増加傾向にあるため、市内各施設などに山口県主催の調査員研修の案内を行うほか、個人委託も活用し、安定的な調査体制の確保に努めます。</p> <p>審査会委員の2年の任期中に、運営会議を2回実施します。制度改正などがある場合には、遅滞なく情報を提供します。また、新しく委嘱する委員に対しては、保健師による新任委員研修を行います。</p> <p>多くの委員が山口県主催の介護認定審査会委員研修に参加できるよう案内をします。</p>		

## イ ケアプランの点検

### ■ケアプランの点検

	実施件数	点検率	点検実施事業所数/管内居宅 介護支援事業所数
2022年度（令和4年度） （実績）	169件	14.0%	17箇所/17箇所
<p><b>【今後の目標】</b></p> <p>国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績などの帳票のうち、「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」及び「支給限度額一定割合超一覧表」を活用して、市内全事業所対象を目標にケアプランの確認・点検を行います。</p>			

### ■研修会などの主催(介護支援専門員協会との連携)

	開催の有無
2022年度（令和4年度） （実績）	有
<p><b>【今後の目標】</b></p> <p>介護支援専門員を対象にした研修は、自分の作成したケアプランを確認・検証する良い機会となるため、より効果の上がる事業となるよう、実施方法を検討しながら、引き続き実施します。</p>	

## ■住宅改修の点検

	書類審査の点検率	現地調査件数
2022年度（令和4年度） （実績）	100%	9件
<b>【今後の目標】</b> 申請書類などの書類審査を全件実施します。疑義のあるものや受領委任払いの申請分については、必要に応じ、理学療法士、作業療法士などのリハビリテーション専門職種の協力を得ながら、現地調査を行います。 現地調査の目標件数は年10件とします。		

## ■福祉用具購入・貸与調査

	購入書類審査点検率	縦覧点検等実施月	現地調査件数
2022年度（令和4年度） （実績）	100%	毎月	4件
<b>【今後の目標】</b> 福祉用具購入の提出書類を全件点検します。縦覧点検などの帳票による確認も毎月実施します。また、ケアプラン点検は毎年実施します。 福祉用具購入の現地調査も住宅改修の調査とあわせて実施します。現地調査の目標件数は年5件とします。			

## ウ 縦覧点検・医療情報との突合

	縦覧点検実施月	医療費突合実施月
2022年度（令和4年度） （実績）	毎月	毎月
<b>【今後の目標】</b> 帳票の点検を国民健康保険団体連合会に委託します。その他の帳票も毎月市の点検を実施し、不適正な請求については、過誤申請や介護報酬の返還を求めます。		

### ② 給付実績の活用

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用し、請求状況を事業者を確認し、必要に応じ過誤申請や介護報酬の返還を求めます。

### ③ 指導監督に関する取組

利用者等からの苦情・通報などを適切に把握し、事業者に対する指導監督を実施します。運営指導、監査で指摘した事項については、集団指導において事業所側に情報提供を行います。また、苦情・相談内容に応じて、他の相談機関へ適切につなげるよう努めます。

### ④ 制度の周知

市ホームページや市広報「潮騒」への掲載、様々な機会を通して、利用者や事業者などに対し、制度内容の周知に努めます。